

ID: 3

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第8条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (海岸保全区域における行為の制限)</p> <p>第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらに該当する行為のうち、令第3条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置されたいこと。</p> <p>(1) 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従つて、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。 (2) 令第3条第9号、第12号及び第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。</p>		
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日